

## 池田町産業活性化事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、池田町産業活性化事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用について必要な事項を定める。

### (補助対象者)

第2条 要綱第2条第1号に規定するその他の団体は、独自の規約及び事業予算が確立されているものをいう。

2 補助事業者の下部組織及び補助事業者から補助金を受けて運営している団体は、同一事業者とみなす。

3 要綱第2条第3号に規定する町税及び町債務を滞納していない者の範囲は、法人その他の団体にあつては、申請する法人その他の団体及びそれらの代表者個人までとする。また、複数の構成員で連携して事業を行う場合は、構成員の全ての者を含むものとする。

### (補助対象経費)

第3条 補助対象経費については、要綱別表2に規定するもののほか、次のとおり扱うものとする。

(1) 旅費は、交通費及び宿泊費を支給するものとし、その額は、池田町職員等の旅費に関する条例（昭和27年条例第44号。以下「旅費条例」という。）に定める額を上限に事業に要した実費を支給する。

(2) 町外への移動に伴う交通費は、目的地までの最寄りの駅又は停留所までとし、最も経済的な通常の経路及び方法により算出した鉄道賃、航空運賃、船賃、地下鉄運賃、路線バス運賃、モノレール運賃及び車賃を補助対象とする。

(3) 車賃については、公共交通が無い場合、公共交通を利用した場合には時間が合わない等の不都合が生じる場合又は公共交通を利用したほうが割高となる場合にのみ、補助事業者の車両又は自家用車の使用を認めるものとし、同一補助事業者から複数の従業員が同一の講習会等に参加する場合は、必要最低限の台数のみを対象経費とする。また、車賃の積算における距離の測定は、池田駅から目的地に最も近い駅又は目的地が所在する市区町村役場までとする。なお、必要に応じて、高速料金を加えることができる。

(4) タクシーの運賃は、補助対象外経費とする。ただし、タクシー以外に交通手段がなく、かつ、目的地まで5km以上の距離がある場合については、補助対象経費として認めることができる。

(5) 鉄道賃及び航空運賃と宿泊料のパック料金については、宿泊料を旅費条例別表第1の額とし、残金を鉄道賃及び航空運賃とみなす。

(6) すべての補助対象経費について、領収書の添付を義務づける。ただし、路線バス運賃等、領収書の徴取が難しい場合はこの限りではない。

### (決算書類の定義)

第4条 要綱第13条に規定する事業の執行状況を示す書類とは、次に掲げるものとする。

(1) 要綱第6条第1号の当該年度事業計画書に対する進捗状況報告書

(2) その他事業の進捗状況及び決算状況が分かる書類

### (その他)

第5条 その他要綱を運用するにあたり次のとおり定める。

- (1) 人材育成支援事業の①業務に必要となる新技術、知識及び資格の取得において、研修及び試験等が複数の地域で行われる場合は、特別な事情がある場合を除き、近隣で受けなければならない。
- (2) 新製品等開発支援事業における地域資源の活用に関しては、何らかの形で地域資源が使われ、それによって新たな効果が発生するものであること。
- (3) 要綱別表1備考3における「町から同一事業に対し、補助金又は交付金が交付されている場合は、補助しないものとする。」とは、申請のあった補助対象経費のうち、町のほかの補助制度の補助対象経費となるものについて、2重の補助を行わないことをいう。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。